

㊤障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族も可）が障害者である場合に控除されます。

種類	区分	普通障害	特別障害
身体障害者手帳		3級以下	1級又は2級
療育手帳		B	A
戦傷病者手帳		右以外	特別項症から3項症
精神障害者保健福祉手帳		2級以下	1級

※要介護認定を受けている方で障害者控除の該当となる方については、福祉事務所長から交付される認定証明の内容で控除されます。（障害者控除対象者認定書）

区 分	控除額
普通障害	26万円
特別障害	30万円
同居特別障害	53万円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤～㊤に金額を転記してください。

㊤～㊤配偶者控除額・配偶者特別控除額の計算

A	配偶者合計所得金額		円	
配偶者控除 (Aが48万円以下の場合)	本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	昭和30年1月1日以前に生まれた方	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円
	上記以外の方	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
B	配偶者控除額		円	

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に「B」の金額を転記してください。

配偶者特別控除	配偶者の合計所得	本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超－100万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	100万円超－105万円以下	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円
	105万円超－110万円以下	2 6 万円	1 8 万円	9 万円
	110万円超－115万円以下	2 1 万円	1 4 万円	7 万円
	115万円超－120万円以下	1 6 万円	1 1 万円	6 万円
	120万円超－125万円以下	1 1 万円	8 万円	4 万円
	125万円超－130万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130万円超－133万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133万円超	適用なし		
	※生計を一にする配偶者の所得が上記の表に該当する場合、配偶者特別控除が受けられます。 前年の配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除のみ受けられます。 ※「A」の金額を上記の表にあてはめて算出してください。			
	配偶者特別控除額			円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に金額を転記してください。

㊤扶養控除

令和6年12月31日（年の途中で死亡したときは、その死亡の日）現在、生計を一にする親族（配偶者を除く）や里子のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に控除されます。

区分	要 件	控除額
老人	昭和30年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたや配偶者のいずれかと同居しており、そのいずれかの直系尊属である方	45万円
特定	平成14年1月2日以降平成18年1月1日以前に生まれた方（19歳以上23歳未満）	45万円
一般	平成18年1月2日以降平成21年1月1日以前に生まれた方（16歳以上19歳未満）及び、昭和30年1月2日以降平成14年1月1日以前に生まれた方（23歳以上70歳未満）	33万円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に金額を転記してください。

区分	要 件	控除額
16歳未満の扶養親族	平成21年1月2日以降に生まれた方	控除なし

※ただし、市民税・県民税の非課税限度額の判定に用いられるため「16歳未満の扶養親族」の欄に氏名等を記入してください。

薩摩川内市役所 <https://www.city.satsumasendai.lg.jp>

本 庁 税 務 課 市民税グループ 〒895-8650

甌 島 振 興 局 地域振興課 企画総務グループ 〒896-1201

※樋脇・入来・東郷・祁答院地域の方は、本庁 税務課 市民税グループ、里・上甌・下甌・鹿島地域の方は、甌島振興局 地域振興課 企画

総務グループへご確認ください。

㊤基礎控除

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に金額を転記してください。

㊤雑損控除額の計算

A	損害金額（合計）	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A－B（差引損失額）	円
D	申告書の㊤+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.1	円
F	C－E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G－50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に「I」の金額を転記してください。

※当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額をDに加算します。

㊤医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A－B	円
D	申告書の㊤+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C－F	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に「G」の金額を転記してください。

※当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額をDに加算します。

㊤セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の計算

A	スイッチOTC医薬品の購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A－B	円
D	C－12,000円	（最高88,000円）円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㊤に「D」の金額を転記のうえ、「区分」欄に「1」と記入してください。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けられません。

●市民税・県民税の算出方法

所 得 金 額	－	所 得 控 除 額	=	課 税 所 得 金 額 (課税標準額)	×	税 率 ※1	=	算 出 所 得 割 額	※1 【所得割の税率】
									区分 税率
									市民税 6%
									県民税 4%

※課税標準額は1,000円未満の端数切捨て

算 出 所 得 割 額	－	税 額 控 除 等	=	所 得 割 額	+	所 得 割 額	+	均 等 割 額 ※2	+	森 林 環 境 税 ※3	=	年 税 額	※2 【均等割額】
													区分 税額
													市民税 3,000円
													県民税 1,500円
													※3 【森林環境税】
													国 税 1,000円

※所得割額は100円未満の端数切捨て

※均等割は一定以上の所得がある場合に課税されます。
※令和6年度から均等割が課税される方には森林環境税（国税）の1,000円も合わせて課税されるようになります。
※平成26年度から市民税・県民税それぞれに500円ずつ加算されていた復興特別税は令和5年度をもって終了となりました。
※譲渡所得、寄附金税額控除などについて、またその他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。